

32



供
官

第 二 四 號

昭 和 十 七 年 十 月 二 十 九 日

總 務 課 長

事 務 官

厚 生 次 官



朝鮮總督府 政務總監



朝 鮮 總 督 府

朝鮮青年特別鍊成令ニ關スル件

朝鮮人ニ對シ徵兵制ヲ施行シ昭和十九年度ヨリ徵集シ得ル如ク準備
 ヲ進ムル旨本年五月政府方針ノ決定ニ關聯シ本府ニ於テハ朝鮮人青
 年ニ對シ心身ノ鍛鍊其ノ他ノ訓練ヲ施シ之等朝鮮人ガ將來軍務ニ服
 スベキ場合ニ必要ナル資質ヲ鍊成シ兼テ勤勞ニ適應スル素質ヲ備ヘ
 シムル爲別紙一ノ通朝鮮青年特別鍊成令及同施行規則等ヲ來ル十一
 月三日ヨリ概ネ別紙二實施要領ニ依リ施行致スコトト相成リタルニ
 付御參考迄右御通知ス

裏 面 白 紙

別紙一

朝鮮青年特別鍊成令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ
勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

昭和十七年十月一日

朝鮮總督 小 磯 國 昭

制令第三十三號

朝鮮青年特別鍊成令

第一條 本令ハ朝鮮人タル男子青年ニ對シ心身ノ鍛鍊其ノ他ノ訓練ヲ
施シ將來軍務ニ服スベキ場合ニ必要ナル資質ノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目
的トシ兼テ勸導ニ適應スル素質ノ鍊成ヲ期スルモノトス

第二條 朝鮮ニ居住スル年齢十七年以上二十一年未満ノ朝鮮人タル男
子ニシテ第七條第一項ノ規定ニ依リ選定セラレタルモノハ本令ニ依
リ鍊成ヲ受クルコトヲ要ス

第七條第一項ノ規定ニ依リ選定セラレタル者以外ノ朝鮮人タル男子
ニシテ年齢十七年以上三十年未満ノモノハ志願ニ依リ鍊成ヲ受クル

コトヲ得

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ鍊成ヲ受ケシメザルモノトス

一 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒及同訓練所ヲ修了シタル者

二 陸海軍軍屬

三 法令ニ依リ拘禁中ノ者

四 其ノ他朝鮮總督ノ指定スル者

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外

鍊成ヲ受ケシメザルモノトス

一 國民學校初等科ヲ修了シタル者

二 其ノ他朝鮮總督ノ指定スル者

第五條 鍊成ノ期間ハ概ネ一年トス但シ戰時又ハ事變ニ際シ朝鮮總督

必要アリト認ムルトキハ之ヲ六月迄短縮スルコトヲ得

第六條 鍊成ハ青年特別鍊成所ニ於テ之ヲ行フ

第七條 道知事ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ鍊成ヲ受ケシムベキ者ヲ

選定シ之ヲ青年特別鍊成所ニ入所セシムベシ
道知事前項ノ選定ヲ爲ス爲必要アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依
リ本人ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第八條 鍊成ヲ受クル義務アル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因
リ鍊成ヲ受クルコト能ハザルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ
依リ鍊成ヲ受クル義務ノ履行ヲ延期シ又ハ免除スルコトヲ得

第九條 府邑面ハ青年特別鍊成所ヲ設置スベシ
特別ノ事情アル場合ニ於テハ府邑面ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道
知事ノ許可ヲ受ケ青年特別鍊成所ヲ設置セサルコトヲ得

第十條 府邑面ハ青年特別鍊成所ヲ設置スルコトヲ得
第一項ノ青年特別鍊成所ハ之ヲ府邑面立青年特別鍊成所トス
第十條 私人ハ青年特別鍊成所ヲ設置スルコトヲ得

第十一條 私立青年特別鍊成所ノ設置及廢止ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ
依リ道知事ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 府邑面立青年特別鍊成所ノ設備及其ノ維持ノ費用竝ニ職員
ノ俸給、旅費其ノ他ノ諸給與其ノ他府邑面立青年特別鍊成所設置ニ
關スル費用ハ府邑面ノ負擔トス

第十三條 國庫ハ青年特別鍊成所ヲ設置スル者ニ對シ補助金ヲ交付ス
ルコトヲ得

第十四條 青年特別鍊成所ニ於テハ鍊成ヲ受クル者ヨリ鍊成ヲ行フ爲
必要ナル費用ヲ徵收スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ
道知事ノ許可ヲ受ケルタトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 第七條第二項ノ規定ニ依リ出頭ヲ爲スベキ者又ハ鍊成ヲ受
クル義務アル者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リ其ノ者ガ出頭ヲ爲シ
又ハ鍊成ヲ受クルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第十六條 本令ニ依ル青年特別鍊成所ニ非ザルモノハ青年特別鍊成所
ト稱スルコトヲ得ズ

第十七條 本令ニ規定スルモノノ外鍊成ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總

督之ヲ定ム

第十八條 鍊成ヲ受クル義務アル者正當ノ事由ナクシテ鍊成ヲ受ケザ
ルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

朝鮮總督府令第二百六十八號

朝鮮青年特別錄成令ハ昭和十七年十一月三日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年十月二十六日

朝鮮總督 小磯國昭

朝鮮總督府令第二百六十九號

朝鮮青年特別鍊成令施行規則左ノ通定ム

昭和十七年 十月二十六日

朝鮮總督

小

磯

國

昭

朝鮮青年特別鍊成令施行規則

第一條 青年特別鍊成所ニ於ケル鍊成項目ハ訓育、學科、教練及勤勞作業トス

訓育ハ教育ニ關スル勸語ノ趣旨ニ基キ國體ノ本義ヲ明瞭ニシ皇國臣民タルノ自覺ニ徹セシメ之ヲ實踐躬行ニ導クヲ以テ要旨トス
學科ハ皇國臣民トシテ必要ナル日常ノ國語及知識ヲ習得セシムルヲ以テ要旨トス

教練ハ軍事的基礎訓練ヲ施シ團體的動作及規律ヲ徹底セシムルヲ以テ要旨トス

勤勞作業ハ勤勞尊重ノ勸念ヲ涵養スルト共ニ勤勞生活ノ國家的意義ヲ體得セシムルヲ以テ要旨トス

鍊成ハ各鍊成項目相互ノ聯絡ヲ密接ニシ且各事項ノ綜合ニ留意シテ之ヲ爲スベシ

第二條 青年特別鍊成所ニ於ケル鍊成時數ハ六百時以上トシ左ノ標準

ニ依リ土地ノ情況ニ應ジ之ヲ定ムベシ但シ朝鮮青年特別鍊成令（以下單ニ令ト稱ス）第五條但書ノ規定ニ依リ鍊成ノ期間ヲ短縮シタル場合ニ於ケル鍊成時數ニ關シテハ其ノ都度朝鮮總督之ヲ定ム

鍊成項目	鍊成時數
訓育及學科	四〇〇時
教練及勤勞作業	二〇〇時

特別ノ事情ニ依リ前項ノ鍊成時數ニ依リ難キトキハ道知事ノ認可ヲ受ケ鍊成時數ヲ短縮スルコトヲ得

第三條 青年特別鍊成所ノ入所期ハ毎年四月トス但シ令第五條但書ノ規定ニ依リ鍊成ノ期間ヲ短縮シタル場合ニ在リテハ其ノ都度朝鮮總督之ヲ定ム

特別ノ事情アル者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ中途之ヲ入所セシムルコトヲ得

第四條 青年特別鍊成所ノ鍊成ハ土地ノ情況ニ應ジ適當ナル時刻及季節ニ於テ之ヲ行フベシ

第五條 府尹、邑面長ハ其ノ府邑面内ニ居住スル朝鮮人タル男子ニ於テ其ノ年四月一日ニ於テ年齡十七年以上ニシテ且翌年三月三十一日迄二年齡二十一年ニ達セザルモノヲ調査シ毎年一月三十一日迄二第一號様式ニ依リ青年特別鍊成適齡者名簿（以下單ニ適齡者名簿ト稱ス）ヲ調製スベシ但シ青年特別鍊成所ニ入所中ノ者、鍊成ヲ終了シタル者及令第三條各號ノ一ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 府尹、邑面長ハ適齡者名簿調製後其ノ年三月三十一日迄二前條ノ年齡ニ在ル者ニシテ令第三條各號ノ一ニ該當スルモノ之ニ該當セザルニ至リタルトキ又ハ適齡者名簿ニ登載セラルベキ者其ノ府邑面ニ來住シタルトキハ過滯ナク之ヲ適齡者名簿ニ登載スベシ
府尹、邑面長ハ適齡者名簿ニ登載シタル者其ノ年三月三十一日迄ニ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ過滯ナク之ヲ抹消スベシ

但シ第二號ニ該當スルニ至リタル者ニ付テハ府尹、邑面長ハ之ヲ抹消スルト共ニ適齡者名簿ノ謄本ヲ其ノ轉住地ノ府尹、邑面長ニ送付スベシ

- 一 死亡シタルトキ
- 二 府邑面外ニ轉住シタルトキ
- 三 令第三條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ

第七條 令第七條第一項ノ規定ニ依リ道知事ノ選定スベキ鍊成ヲ受ケシムベキ者ノ員數ハ朝鮮總督之ヲ各道ニ配賦ス

第八條 鍊成ヲ受ケシムベキ者ノ選定ハ適齡者名簿ニ登載セラルベキ者ノ中ヨリ之ヲ爲スベシ

第九條 道知事鍊成ヲ受ケシムベキ者ヲ選定スル爲必要アリト認ムルトキハ本人ニ出頭ヲ求メ又ハ府尹、郡守若ハ島司ヲシテ本人ニ出頭

第十條 道知事令第七條第一項ノ規定ニ依リ選定ヲ爲シタルトキハ第

二號様式ニ依ル入所命令書ヲ發スベシ

前項ノ入所命令書ハ府尹、邑面長ヲシテ本人ニ交付セシムベシ

第十一條 入所命令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病其ノ他避クベカラザル

事故ニ因リ指定ノ日時ニ青年特別練成所ニ入所シ難キトキハ遲滞ナ

ク入所スベキ青年特別練成所ノ所長ヲ經テ其ノ旨道知事ニ届出ツベ

シ

前項ノ届出アリタル場合ニ於テ道知事必要アリト認ムルトキハ練成

ヲ受クル義務ノ履行ヲ免除シ、選定ヲ取消シ又ハ一月以内入所ヲ延

期スルコトヲ得

第十二條 前條第一項ノ届出ハ左ノ區分ニ從ヒ其ノ事實ヲ證明スベキ

書類ヲ添附シテ之ヲ爲スベシ

一 疾病其ノ他身體又ハ精神ノ異常ニ歸スル事故ニ付テハ醫師ノ診

斷書(已ムヲ得ザル事情ニ依リ醫師ノ診斷書ヲ得ルコト能ハザル

トキハ警察官吏ノ證明書)

ニ 其ノ他ノ事故ニ付テハ府尹、邑面長又ハ警察官吏ノ證明書

第十三條 青年特別練成所ニ入所中ノ者疾病其ノ他避クベカラザル事

故ニ因リ練成ヲ受クルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ具シ練成ヲ受

クル義務ノ履行ノ延期又ハ免除ヲ青年特別練成所長ヲ經テ道知事ニ

申請スルコトヲ得

前條ノ規定ハ前項ノ申請ニ付之ヲ準用ス

第十四條 道知事前條第一項ノ申請アリタル場合ニ於テ事情已ムヲ得

ザルモノト認ムルトキハ練成ヲ受クル義務ノ履行ノ延期又ハ免除ヲ

爲スコトヲ得前條第一項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ必要アリ

ト認ムルトキ亦同ジ

第十五條 一ノ青年特別練成所ニ入所ヲ命ゼラレタル者又ハ入所中ノ

者住所ノ變更其ノ他特別ノ事情アルトキハ道知事ノ許可ヲ受ケ他ノ

青年特別練成所ニ入所又ハ轉所スルコトヲ得

第十六條 志願ニ依リ練成ヲ受ケントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ毎年一

月三十一日迄ニ道知事ニ提出ツベシ

一 本籍、住所、氏名及出生ノ年月日

二 経歴ノ大要

三 入所セントスル青年特別錬成所

第十七條 道知事錬成ノ終了ヲ認ムルニハ本人ノ錬成ヲ受ケタル時數

其ノ他平素ノ履修狀況ヲ標準トシテ之ヲ爲スベシ

道知事錬成ヲ終了セリト認メタル者ニハ青年特別錬成所長ヲシテ終

了證ヲ授與セシムベシ

第十八條 府邑而立青年特別錬成所ノ數及位置ハ道知事府邑兩ノ意見

ヲ聽キ之ヲ定ムベシ

第十九條 府邑両令第九條第二項ノ規定ニ依リ道知事ノ許可ヲ受ケン

トスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

一 資格者名簿ニ登録セラルベキ者ノ年譜明細書

二 青年特別錬成所ヲ證明セザル理由書

三 第一號ニ掲グル者ノ錬成ニ關スル措置

四 他ノ府邑面又ハ私人ノ設置スル青年特別錬成所ニ於テ第一號ニ

掲グル者ノ錬成ヲ爲ス場合ニ於ケル経費ノ負擔方法

第二十條 府邑而立青年特別錬成所ニ在リテハ道知事ノ認可ヲ受ケ名

稱及所則ヲ定ムベシ

前項ノ名稱ヲ變更セントスルトキハ道知事ノ認可ヲ受クベシ

第二十一條 私立青年特別錬成所ノ設置ノ認可ヲ受ケントスル者ハ左

ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ

一 名稱

二 位置

三 所則

四 錬成ヲ受ケタル者ノ總數

五 創設年月日

六 訓練所及練習場

前項第一號、第二號若ハ第五號ニ掲グル事項又ハ設立者ノ變更ハ追
知事ノ認可ヲ受クベシ

第一項ノ申請書及前項ノ規定ニ依ル位置ノ變更ノ認可申請書ニハ土
地及建物ノ配置圖並ニ附近ノ状況ヲ記載シタル圖面ヲ添附スベシ

第二十二條 私立青年特別練習所ノ廢止ノ認可ヲ受ケントスル者ハ其
ノ事由、練成ヲ受ケタル者ノ處分方法及廢止ノ期日ヲ記載シタル申請
書ヲ提出スベシ

第二十三條 青年特別練習所ノ所則ニハ左ニ掲グル事項ヲ規定スベシ

- 一 練成項目及練成時數ニ關スル事項
 - 二 練成ノ期間、時期及時刻ニ關スル事項
 - 三 休日ニ關スル事項
 - 四 其ノ他必要ナル事項
- 前項第一號ニ掲グル事項ノ變更ハ通知事ノ認可ヲ受ケ至二號乃至第

四號ニ掲グル事項ノ變更ハ通知事ニ届出ツベシ

第二十四條 青年特別練習所ニ於テハ第三號様式ニ依リ練成ヲ受ケル
者ノ在籍簿ヲ備附クベシ

第二十五條 青年特別練習所ニハ所長及練成ヲ擔任スル職員ヲ置クベ
シ

所長ハ通知事ノ監督ヲ承ケ所務ヲ掌理シ職員ヲ指揮監督スベシ

村邑面立青年特別練習所ノ所長及練成ヲ擔任スル職員ハ通知事之ヲ
委託シ私立青年特別練習所ノ所長及練成ヲ擔任スル職員ハ設立者ニ
於テ通知事ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムベシ

第二十六條 特別ノ事情アルトキハ青年特別練習所ニ分所ヲ設置スル
コトヲ得

分所ヲ設置シ又ハ廢止セントスルトキハ設立者ニ於テ通知事ノ認可
ヲ受クベシ

第二十七條 令第十四條但書ノ規定ニ依リ通知事ノ許可ヲ受ケントス

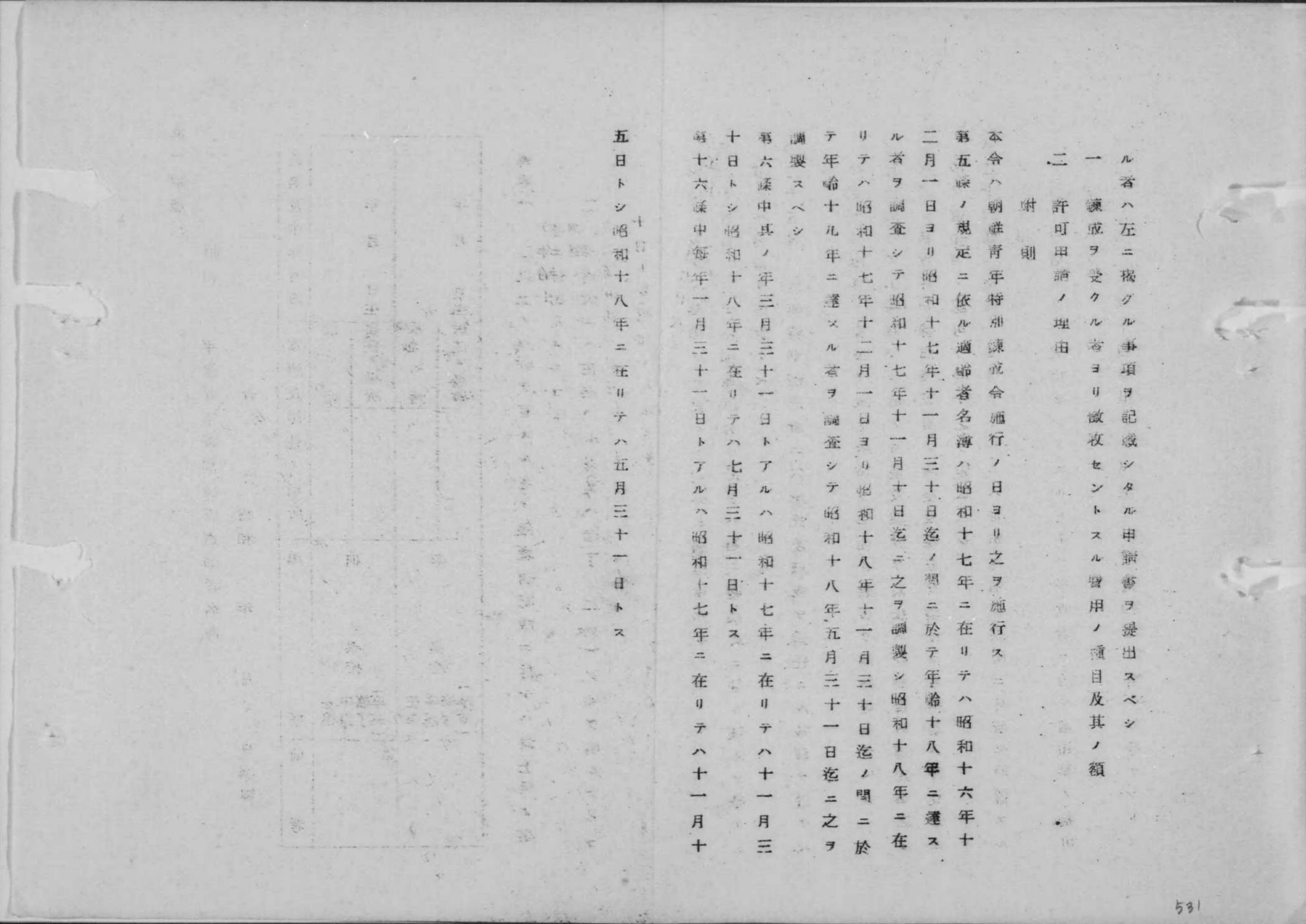
- ル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スベシ
- 一 課成ヲ受クル者ヨリ徴収セントスル費用ノ種目及其ノ額
- 二 許可申請ノ理由

附 則

本令ハ朝鮮青年特別課成令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 第五條ノ規定ニ依ル過齡者名簿ハ昭和十七年ニ在リテハ昭和十六年十
 二月一日ヨリ昭和十七年十一月三十日迄ノ間ニ於テ年輪十八年ニ達ス
 ル者ヲ調査シテ昭和十七年十一月十日迄ニ之ヲ調製シ昭和十八年ニ在
 リテハ昭和十七年十二月一日ヨリ昭和十八年十一月三十日迄ノ間ニ於
 テ年輪十九年ニ達スル者ヲ調査シテ昭和十八年五月三十一日迄ニ之ヲ
 調製スベシ
 第六條中其ノ年三月三十一日トアルハ昭和十七年ニ在リテハ十一月三
 十日トシ昭和十八年ニ在リテハ七月三十一日トス
 第十七條中毎年一月三十一日トアルハ昭和十七年ニ在リテハ十一月十

五日トシ昭和十八年ニ在リテハ五月三十一日トス

昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年	昭和二十三年	昭和二十四年	昭和二十五年	昭和二十六年	昭和二十七年	昭和二十八年	昭和二十九年	昭和三十年	昭和三十一年	昭和三十二年	昭和三十三年	昭和三十四年	昭和三十五年	昭和三十六年	昭和三十七年	昭和三十八年	昭和三十九年	昭和四十年	昭和四十一年	昭和四十二年	昭和四十三年	昭和四十四年	昭和四十五年	昭和四十六年	昭和四十七年	昭和四十八年	昭和四十九年	昭和五十年	昭和五十一年	昭和五十二年	昭和五十三年	昭和五十四年	昭和五十五年	昭和五十六年	昭和五十七年	昭和五十八年	昭和五十九年	昭和六十年	昭和六十一年	昭和六十二年	昭和六十三年	昭和六十四年	昭和六十五年	昭和六十六年	昭和六十七年	昭和六十八年	昭和六十九年	昭和七十年	昭和七十一年	昭和七十二年	昭和七十三年	昭和七十四年	昭和七十五年	昭和七十六年	昭和七十七年	昭和七十八年	昭和七十九年	昭和八十年	昭和八十一年	昭和八十二年	昭和八十三年	昭和八十四年	昭和八十五年	昭和八十六年	昭和八十七年	昭和八十八年	昭和八十九年	昭和九十年	昭和九十一年	昭和九十二年	昭和九十三年	昭和九十四年	昭和九十五年	昭和九十六年	昭和九十七年	昭和九十八年	昭和九十九年	昭和百年
-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------



第一號様式

昭和

年度青年特別錬成通給者名簿

昭和

年

月

日調製

年月 日生 居住ノ場所	本籍及居住ノ場所		學 校	學 歴	備 考
	本籍	本籍			
	何	何	何	何	
	何	何	何	何	

備考一

二以上ノ學歷ヲ有スル者ノ學歷補記載ニ付テハ最上級ノ學歷ニ付記入スルコト

備考二

學歷補ニハ在學、中退又ハ修了(卒業)ノ別ヲ明ニスルコト

第二號様式
(表面)

第 號 人所命令書

本 籍 氏 名

居住ノ場所 年 月 日生

右ノ者朝鮮青年特別訓練令第七條第一項ノ規定ニ依リ選定シ左ノ通入所ヲ命ズ

一 入所スベキ青年特別訓練成所

二 入所スベキ日時

昭和 年 月 日

道 知 事

受 領 書

一 入所命令書(昭和 年 月 日發付第 號)

右受領ス

昭和 年 月 日

本 籍 氏 名

居住ノ場所

道 知 事 殿

名 印

(裏面)

本命令書ノ交付ヲ受ケタル者ノ心得

一 本命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ本命令書ニ添附シタル受領書ニ受領年月日ヲ記入シ捺印ノ上直ニ之ヲ返付スベシ

- 二 本命令書ノ交付ヲ受ケタル者ハ本命令書ヲ携ヘ指定ノ日時ニ入所スベキ青年特別錬成所ニ出頭スベシ
- 三 本命令書ノ交付ヲ受ケタル者疾病ニ因リ指定ノ日時ニ入所スベキ青年特別錬成所ニ入所シ難キ場合ニ在リテハ醫師ノ診断書(已ムヲ得ザル事情ニ依リ醫師ノ診断書ヲ得ルコト能ハザルトキハ警察官吏ノ證明書)ヲ添ヘ遅滞ナク入所スベキ青年特別錬成所ノ所長ヲ經テ道知事ニ届出ヅベシ
- 四 本命令書ノ交付ヲ受ケタル者天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ指定ノ日時ニ青年特別錬成所ニ入所シ難キ場合ニ在リテハ府尹、邑面長又ハ警察官吏ノ證明書ヲ添ヘ遅滞ナク入所スベキ青年特別錬成所ノ所長ヲ經テ道知事ニ届出ヅベシ

氏名	本籍	居住場所	練成項目	訓育	學科	教練	勤務作業	計	性行	概評	身 體 及 其 狀 況 所 及	練 成 後 の 進 歩	明 確 な 事 業	免 除 の 理 由
			練成ヲ受ケタル時數											
			概成											
			評讀											
			日出											
			席數											
			病氣等故											
			缺席日數											
			忌日											
			引數											
			概出席及缺席ニ對スル評											

朝鮮總督府告示第一千三百六十四號

朝鮮青年特別鍊成令第三條第四號ノ者左ノ通指定ス

昭和十七年十月二十六日

朝鮮總督 小 磯 國 昭

- 一 青年訓練所ノ生徒及卒業者
- 二 國民學校初等科修了程度ヲ入學資格トスル修業年限五年以上ノ
學校ノ在學者及卒業者
- 三 國民學校高等科修了程度ヲ入學資格トスル修業年限三年以上ノ
學校ノ在學者及卒業者
- 四 志願ニ依リ鍊成ヲ終了シタル者

朝鮮總督府告示第一千三百六十二號

朝鮮青年特別鍊成令第四條第二號ノ者左ノ通指定ス

昭和十七年 十月二十六日

朝鮮總督 小 磯 國 昭

一 國民學校規程第八十三條ノ規定ニ依リ國民學校ノ課程ト同等以

上ト認メタル學校ニ於テ國民學校初等科ト同等ノ課程ヲ修了シタル者

二 道知事ニ於テ國民學校初等科修了程度ノ學力アリト認定シタル者

朝鮮總督府告示第一千三百六十六號

朝鮮青年特別鍊成令第五條但書ノ規定ニ依リ昭和十七年ニ於テ鍊成ヲ
開始スル青年特別鍊成所ニ於ケル鍊成ノ期間ハ之ヲ十月トス
昭和十七年十月二十六日

朝鮮總督

小

磯

國

昭

朝鮮總督府告示第一千三百六十七號

朝鮮青年特別鍊成令施行規則第二條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十七年ニ於テ鍊成ヲ開始スル青年特別鍊成所ニ於ケル鍊成時數左ノ通定ム

昭和十七年十月二十六日

朝鮮總督 小磯 國 昭

鍊成項目	鍊成時數
訓育及學科	三五〇時
教練及勤勞作業	一五〇

朝鮮總督府告示第一千三百六十八號

朝鮮青年特別錄成令施行規則第三條第一項但書ノ規定ニ依リ昭和十七年ニ於ケル青年特別錄成所ノ入所期左ノ通定ム

昭和十七年十月二十六日

朝鮮總督 小磯國昭

昭和十七年十二月

別紙ニ 實 施 要 領

一 鍊成ヲ受ケシムベキ者ノ員數

(一) 鍊成ヲ受ケシムベキ者ハ當分ノ間十一萬人程度ヲ目標トシ朝鮮總督之ヲ各道ニ配賦ス但シ本年度ハ諸般ノ事情ニ依リ三萬人ヲ目標トスルコト

(二) 前項ノ外志願ニ依リ鍊成ヲ受ケシムルコトヲ得ルコト

二 鍊成機關ノ設置

(一) 特別ノ事情アル場合ヲ除クノ外各府邑面ニ青年特別鍊成所一以上ヲ設置スルコト

青年特別鍊成所ハ原則トシテ國民學校ノ施設ヲ利用スルコト

(二) 前項ノ外工場、礦山、商店等鍊成ヲ受クベキ者ヲ多數使用スル者又ハ適當ナル團體ニ對シテハ私立青年特別鍊成所ノ設置ヲ認ムルコト

(三) 府邑面ノ設置スベキ青年特別鍊成所ノ數ハ左ノ目標ニ依ルコト

府	一四三
邑面	二三〇〇
計	二六四三

本年度設置スベキ青年特別鍊成所數ハ府三九、邑面六八二計七二一ノ豫定ナルコト

三 青年特別鍊成所職員

青年特別鍊成所ヲ通ジ鍊成ヲ擔任スル專任職員若干ヲ置キ其ノ他ハ公立國民學校職員、青年訓練所職員及府郡島職員ニ鍊成ヲ囑託ス

四 青年特別鍊成所ニ於ケル經費支辨方法
俸給、給料、講師手當ハ全額、其ノ他ハ八割ヲ國庫ヨリ補助スル豫定ナルコト

五 行政機構ノ擴充

道府郡島ニ左ノ職員ヲ増置ス(囑託ハ將來之ヲ屬トスル見込)

道

囑託 (判任級)

一三人

(一道各一人)

雇員

一三人

(一道各一人)

府郡島

囑託 (判任級)

二四二人

(一府郡島各一人)